下関市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次のとおり指定給水装置工事事業者の指定の更新を行ったので、下関市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第9条の規定により公示する。

公示日　令和8年(2026年)3月30日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定の有効期限
				名称	所在地	
第 366 号	植村設備	下関市綾羅木南町 三丁目9番17号	植村　雅美	植村設備	下関市綾羅木南町 三丁目9番17号	令和13年3月29日